

子育て応援住宅等取得支援事業補助金

子育て世帯、新婚世帯、新規転入世帯、3世代同居・近居世帯が、町内に新たに住宅を取得（新築・購入）する場合、最高150万円を予算の範囲内で助成します。

対象者

下記の1～5のすべてに該当する方

- 1 子育て世帯、新婚世帯、新規転入世帯、3世代同居・近居世帯のいずれかに該当する方
- 2 自ら居住するための住宅を新築、又は新規に建築された住宅、中古住宅を購入する方
- 3 交付決定後10年以上定住する方
- 4 町税等の滞納がない世帯の方
- 5 以前に当該補助金を受けていない方

※子育て世帯：15歳に達する年度の年度末までの児童を扶養する世帯

※新婚世帯：夫婦のいずれか一方が45歳未満で婚姻後5年を経過していない世帯

※新規転入世帯：町内に住所を有していない方又は町内に住所を有して1年を経過しない方で住所を有する前に町外に1年以上居住していた方。ただし、借家に居住し、町内に住所を有して5年を経過しない場合は該当。

※3世代同居・近居世帯：3世代で同居・近居の方又は認定を受けた日以降に新たに3世代で同居・近居する方

「3世代」…子、父母、祖父母等（曾祖父母も含む）の3世代以上のこと

「同居」…子、父母、祖父母等の三世代が同一の住居に居住すること

「近居」…3世代が町内在住で、申請者以外の世帯と同じ小学校区に居住すること

対象住宅

- 1 自ら居住するための住宅で玄関・台所・トイレ・浴室・居室を備え、住居として利用上の独立性を有するもの
- 2 住居と店舗の併用住宅の場合は、住居部分の面積が延床面積の1/2以上であること
- 3 令和7年4月1日以降に取得する新築又は中古住宅

※取得日 新築住宅：登記における新築年月日、中古住宅：所有権移転登記年月日

助成額

基本補助金に次の加算補助金を加算して助成します。

※150万円を限度額とします。

- 1 基本補助金 20万円

- 2 加算補助金

- | | |
|--------------------------|------|
| ①町内の工務店等で建築された新築住宅を取得する方 | 70万円 |
| ②子育て世帯・新婚世帯の方 | 30万円 |
| ③新規転入世帯の方 | 30万円 |
| ④3世代同居・近居世帯の方 | 50万円 |

※ただし、中古住宅取得の場合で取得価格が補助金額に満たない場合は、取得価格を補助金額とし、千円未満の端数は切り捨てます。

注意事項

- 1 新築住宅の場合は、必ず着工前の申請が必要です。
- 2 増築及び改修は対象になりません。
- 3 貸借又は売却を目的とした住宅は対象になりません。
- 4 申請内容に変更が生じる場合は、事前に変更手続きをしてください。
- 5 10年未満で転出又は当該住宅を取り壊し、貸与・売却した場合は、経過年数に応じて補助金を返還していただくことになります。

事業実施期間

この事業は、令和9年3月31日まで実施します。

提出書類（認定申請時）

工事請負契約又は売買契約締結後、速やかに申請してください。

- 1 子育て応援住宅等取得支援事業補助金認定申請書（様式第1号）
- 2 3世代同居・近居状況申出書（別紙）※3世代同居・近居世帯に該当する方のみ
- 3 建築業者等との建築工事請負契約書又は売買契約書等の写し（住宅取得価格がわかるもの）
- 4 住宅の設計図書（位置図、配置図、平面図、立面図等）
- 5 建築確認済証の写し又は建築工事届の写し
- 6 現況写真
- 7 戸籍の全部事項証明書等（子育て世帯・新婚世帯の方）
- 8 該当する世帯全員の住民票の写し
- 9 戸籍の附票（町外から転入される方で、過去2年間の住所履歴がわかるもの）
- 10 町税納付状況調査同意書（3世代同居・近居世帯は関係する世帯分が必要、新規転入の方は現住所の納付証明書等が必要）
- 11 誓約書（様式第2号）
- 12 その他必要書類

提出書類（変更申請時）

認定申請以降に工事金額等の変更があった場合は、変更申請が必要です。

- 1 子育て応援住宅等取得支援事業補助金変更(中止)承認申請書（様式第4号）
- 2 建築業者等との変更契約書
- 3 その他必要書類（変更内容により関係書類を提出してもらう場合があります）

提出書類（交付申請・完了報告時）

当該住宅に入居後、速やかに提出してください。

- 1 子育て応援住宅等取得支援事業補助金交付申請書兼完了報告書（様式第5号）
- 2 建物の登記事項証明書
- 3 建築確認完了検査済証の写し（鉄筋の場合のみ）
- 4 工事代金・住宅取得代金の領収書等の写し（コピー）
- 5 住宅の工事写真、完成写真（玄関・台所・トイレ・浴室・居室・外観）
- 6 該当する世帯全員の住民票の写し（住所移転後のもの）
- 7 神石高原町子育て応援住宅等取得支援事業補助金交付請求書（様式第7号）
- 8 その他必要書類

申請書類提出先

役場本庁未来創造課または各支所町民課

問合せ先

神石高原町役場 未来創造課

〒720-1522 広島県神石郡神石高原町小畠 1701 番地

TEL 0847-89-3332 FAX 0847-85-3394

Mail: jk-mirai@town.jinsekikogen.hiroshima.jp

本事業は

【フラット35】地域連携型と連携しています。



空き家及び住宅改修補助金交付事業

18歳以上65歳未満の方で、新規転入者、新婚世帯、空き家バンク登録物件を購入又は賃貸借して転居予定の方が、自宅改修工事をする場合、50万円以上の改修工事費の1/2（上限50万円まで）を予算の範囲内で補助します。

対象者

- 1 町内に住所を有していない方又は町内に住所を有して1年を経過しない方で住所を有する前に町外に1年以上居住していた方
ただし、借家に居住し、町内に住所を有して5年を経過しない場合は該当とする。
- 2 婚姻の届出の日から5年を経過するまでの夫婦
- 3 町内に定住する空き家バンク利用希望登録者で、空き家バンク登録物件に転居しようとする方
- 4 申請日現在、18歳以上65歳未満の方（全ての申請者の要件）
- 5 町内の工務店等で改修をする方（全ての申請者の要件）
- 6 交付決定後10年以上定住する方（全ての申請者の要件）
- 7 町税等の滞納がない世帯の方（全ての申請者の要件）

提出書類（交付申請時）

- 1 空き家及び住宅改修補助金交付申請書（様式第1号）
- 2 町外の申請者の方は、町外に1年以上居住していることが確認できる書類（町内に定住し1年に満たない方は、住所を有する前に町外に1年以上居住していたことが確認できる書類）（住民票の写し、戸籍の附票）
- 3 新婚の夫婦が申請する場合は、婚姻の届出の日から5年以内であることが確認できる書類（戸籍の全部事項証明書）
- 4 対象住宅の所有者と対象者が異なる場合（申請者の三親等以内）は、両者の関係が確認できる書類（住民票の写し等）
- 5 町税納付状況調査同意書
- 6 固定資産税評価証明書又は建物の登記事項証明書
- 7 補助対象事業に係る見積書（積算内容が確認できるもの）
- 8 位置図、平面図、立面図等改修工事設計図
- 9 改修工事予定箇所の写真
- 10 定住誓約書（様式第2号）

提出書類（変更時）

交付申請以降に金額等変更があった場合は、変更申請が必要です。

- 1 空き家及び住宅改修補助金変更申請書（様式第4号）
- 2 補助対象事業に係る見積書（変更内容が確認できるもの）
- 3 位置図、平面図、立面図等改修工事設計図
- 4 改修工事予定箇所の写真
- 5 その他町長が特に必要と認める書類等

提出書類（完成時）

- 1 空き家及び住宅改修補助金実績報告書（様式第5号）
- 2 工事請負契約書の写し
- 3 工事代金の領収書等の写し
- 4 改修工事の成果が確認できる写真
- 5 建築確認が必要な建築行為の場合は、検査済証の写し
- 6 当該住宅に住所を移したことが確認できる書類（住民票の写し）
- 7 空き家及び住宅改修補助金交付請求書（様式第7号）

注意事項

- 1 町内の工務店等で改修工事をしてください。
- 2 改修工事着工前に申請してください。
- 3 改修工事とは、住宅の機能の向上のために行う改築、増築（棟続きの場合のみ）、修繕、模様替え及び設備改善をいいます。
- 4 空き家バンク登録物件を改修する場合は、当該空き家所有者と利用希望者が売買又は賃貸借の契約を締結されていること。ただし、賃貸借契約の場合は、空き家の改修について、その所有者の承諾を得ている場合に限り認められます。（※承諾書を提出してください。）
- 5 若者のUターン等で申請者と当該住宅の所有者が異なる場合は、三親等以内であれば認められます。
- 6 町外居住者の方は、改修工事終了後申請年度中に当該住宅へ定住してください。
- 7 10年未満で転出・転居又は当該住宅を取り壊し・売却した場合は、経過年数に応じて補助金を返却していただくことになります。

事業実施期間

この事業は、令和9年3月31日まで実施します。

申請書類提出先

役場本庁未来創造課または各支所町民課

問合せ先

神石高原町役場 未来創造課

〒720-1522 広島県神石郡神石高原町小島 1701 番地

TEL 0847-89-3332 FAX 0847-85-3394

Mail: jk-mirai@town.jinsekikogen.hiroshima.jp

本事業は

【フラット35】地域連携型と連携しています。

